

センター からの

2016
3月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2016.3月発行)

Contents

- 電力の小売全面自由化が始まります
ー正確な情報を収集し、よく理解してから契約を! 便乗商法にも気をつけて!ー
- いわゆる「健康食品」に関する食品安全委員会からのメッセージ
- 光コラボレーションモデルの不適切な電話勧誘にご注意ください!
- 平成28年度消費生活講座開催計画
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えて下さい。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

●岡山県消費生活センターTwitter アカウントID **@SyohiOkayamaken**

電力の小売全面自由化が始まります!

ー正確な情報を収集し、よく理解してから契約を! 便乗商法にも気をつけて!ー

4月1日から、電力の小売全面自由化が始まります。これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択できるようになります。契約するにあたっては、トラブルを避けるためにも**資源エネルギー庁のホームページ**などから正確な情報を収集して、「電力」についてよく理解することが大切です。また、便乗した悪質な勧誘にも気をつけてください。

～消費者の皆さまへのアドバイス～

(1) 「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークに気をつけ、自分で電力の小売自由化に関する情報を収集しましょう。また、小売電気事業者は登録制になっています。登録されている事業者かどうか、自分の居住地域が供給地域になっているかどうかを確認しましょう。

電力の小売自由化の制度や小売電気事業者が登録しているか等についての問い合わせは経済産業省の専用ダイヤルに、小売契約の締結に当たってのトラブルについての問い合わせは経済産業省の電力取引監視等委員会の相談窓口にご相談できます。

(2) 「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっていないか、契約期間が長期なものになっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。

(3) 電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムの契約をはじめ、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。電力の小売自由化と直接関係のない契約については、その必要性についてよく考えましょう。

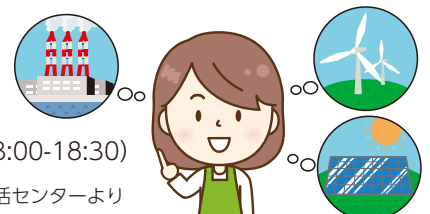
(4) 怪しい電話があった、契約に際してトラブルになった、不安になった際には、最寄りの消費生活センター（電話番号188）に相談しましょう。

●登録小売電気事業者の情報は資源エネルギー庁のホームページで確認できます。

●経済産業省 専用ナビダイヤル TEL:0570-028-555(受付時間 平日9:00-18:00)

●電力取引監視等委員会 相談窓口 TEL:03-3501-5725(受付時間 平日9:30-12:00、13:00-18:30)

※国民生活センターより



いわゆる「健康食品」に関する 食品安全委員会からのメッセージ

「健康食品」については、多くの人での何年にも及ぶ長期間の科学的研究が少なく、安全性や有効性が確立しているとはいえません。「健康食品」を利用するかどうかは消費者の判断次第です。信頼のできる情報をもとに、あなた自身の健康に役立つ選択をしてください。内閣府の食品安全委員会は「健康食品」について、消費者の皆さんに是非知っておいていただきたい事柄をメッセージとして公表しています。

「食品」であっても安全とは限りません。

- 健康被害のリスクはあらゆる食品にあります。身近な「健康食品」にも健康被害が報告されています。
- 「天然」「ナチュラル」「自然」のものが、安全であるとは限りません。これは食品全般に言えることです。
- 栄養素や食品についての評価は、食生活の変化や科学の進展などにより変わることがあります。健康に良いとされていた成分や食品が、その後、別の面から健康を害するとわかることも少なくありません。

多量に摂ると健康を害するリスクが高まります。

- 錠剤・カプセル・粉末・顆粒の形態のサプリメントは、通常の食品よりも容易に多量を摂ってしまいやすいので注意が必要です。

ビタミン・ミネラルをサプリメントで摂ると過剰摂取のリスクがあります。

- 現在の日本では、通常の食事をしていればビタミン・ミネラルの欠乏症が問題となることはまれであり、ビタミン・ミネラルをサプリメントで補給する必要性を示すデータは今のところありません。健全な食生活が健康の基本です。
- むしろサプリメントからの摂り過ぎが健康被害を起こすことがあります。特にセレン、鉄、ビタミンA、ビタミンDには要注意です。

「健康食品」は医薬品ではありません。品質の管理は製造者任せです。

- 病気を治すものではないので、自己判断で医薬品から換えることは危険です。
- 品質が不均一、表示通りの成分が入っていない、成分が溶けないなど、問題ある製品もあります。成分量が表示より多かったために健康被害を起こした例があります。

誰かにとって良い「健康食品」があなたにとっても良いとは限りません。

- 摂取する人の状態や摂取量・摂取期間によって、安全性や効果も変わります。
- 限られた条件での試験、動物や細胞を用いた実験のみでは効果の科学的な根拠にはなりません。口コミや体験談、販売広告などの情報を鵜呑みにせず、信頼のできる情報をもとに、今の自分にとって、本当に安全なのか、役立つのかを考えてください。

食品安全委員会「健康食品」に関する情報

<https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.html>

いわゆる「健康食品」に関するメッセージ

https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.data/kenkosyokuhin_message.pdf



光コラボレーションモデルの不適切な電話勧誘にご注意ください!

NTT東西が光コラボレーションモデル(光回線サービスの卸売)を開始し、「転用」という簡易な手続でサービス乗換えが可能となっています。多くの事業者が「卸売」を利用したサービスを提供していますが、一部の事業者の不適切な電話勧誘による契約トラブルが多発していることを受け、総務省は光コラボレーションモデルに関してトラブルにあわないための注意事項を公表しました。光コラボレーションモデルの勧誘を受けた場合は、次のポイントに注意してください。

トラブルにあわないための注意事項

- ① 転用承諾番号の取得をお願いする勧誘電話にご注意ください。**
 - NTT東西から、転用や転用承諾番号の取得をお願いすることはありません。NTT関係の連絡を装って、転用承諾番号の取得をお願いする電話には注意してください。
 - 転用が完了すると、NTT東西との契約は解約になり、光コラボ事業者との新たな契約になります。
 - 一度転用が完了してしまうと、簡単には元に戻せません。高額な費用が発生することもあります。転用前に契約内容や提供条件を十分に確認しましょう。
 - ② 高額な契約解除料(違約金)の請求にご注意ください。**
 - 「料金が高くなった」などの理由で解約したいと思っても、高額な契約解除料(違約金)を請求される場合があります。
 - 内容が不明確で高額な分割払い契約を実質無料として契約させ、解約した場合に残債を一括請求する事業者もいます。契約内容が分かりづらいと思ったら、電話でそのまま契約せず、書面での説明を求めましょう。
 - ③ 光コラボレーションモデルは必ず料金が安くなるわけではありません。**
 - 料金が変わらない、又は高くなってしまいう場合もあり得ます。「安くなる」、「お得になる」といった勧誘を鵜呑みにせず、現在の契約内容や支払い状況を確認しましょう。
 - 既に契約してしまった場合でも、転用完了前までは無償で解約できる場合があります。不明な点があればすぐに事業者へ連絡しましょう。
 - 複数のオプションを付けられて高額な契約となることもあるので、契約内容をよく確認しましょう。
- 契約に際してトラブルになったときは、最寄りの消費生活相談窓口(電話番号^{イヤ}188)に相談してください。

平成28年度 消費生活講座開催計画

消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供する講座を開催します。

回	日時	テーマ	場所
1	平成28年5月20日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	● 住まいの安全対策【家電編】～意外と多い家の中の危険～ 講師: パナソニック株式会社 エコソリューションズ社	消費生活センター 研修室
2	平成28年7月8日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	● 超高齢社会を元気で暮らしていくために 講師: 桜美林大学 老年学総合研究所 所長 鈴木隆雄	
3	平成28年9月16日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	● シニアのためのマネープラン講座 講師: ファイナンシャルプランナー 松田里美	
4	平成28年11月18日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	● 生活者と企業の信頼ある関係を目指して 「お客様の声を活かした取り組み55事例から」 講師: 一般社団法人ヒープ協議会 監事 高野逸子	
5	平成29年2月10日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	● 消費者トラブルを防ぐ力を身につけよう 講師: 岡山県消費生活センター	

受講申込みの方は、消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込み下さい。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※申込みは随時受け付けます。定員70名に達しますと、お断りする場合がありますので、ご了承ください。
参加は無料です。都合により日時・テーマ・講師は変更となる場合があります。

●消費生活相談事例●

中学生が携帯音楽プレーヤーで架空請求の被害に!



家のWi-Fiに接続されている携帯音楽プレーヤーで動画を検索していたらアダルトサイトにつながってしまった。「18歳未満は退場してください」をタッチしたのに会員登録されてしまい、29万円を請求されてしまった。

(13歳 中学生)

消費者へのアドバイス

子どもたちがスマートフォン、携帯音楽プレーヤーやゲーム機などでインターネット利用中に架空請求・不当請求の被害にあうケースが増えています。相手は不安になり連絡してきた人に金銭を支払わせるのが目的ですので、絶対に相手の事業者に連絡してはいけません。

「未成年者契約の取消」を主張するために事業者に連絡しようとする相談者（保護者）もいますが、そもそも「ワンクリック請求」では契約は成立しているとは言えませんので、こうした主張をする必要はありません。むしろ、不審な事業者に個人情報伝えてしまうリスクがありますので、連絡することは得策ではありません。

ワンクリック請求にあっても、サイト事業者に連絡しないで受信拒否機能や着信拒否機能を利用して様子を見ましょう。アクセス制限など適切なセキュリティ対策を設定して、アダルトサイトなどを閲覧できないようにすることも大切です。

パソコンやスマートフォン、タブレット端末のほか、ゲーム機や携帯音楽プレーヤーのなかにはインターネットに接続できるものもあります。アクセス制限など適切なセキュリティ設定を行うとともに、普段から、家族でインターネットの利用方法について話し合ってください。

請求内容に少しでも疑問、不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD、CD教材が加わりました。

消費者トラブル **さん 惨** えい けつ 英傑?

企画・制作 名古屋市消費生活センター

26分



若者向け

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>